

実習免除者とは・・・

下記に該当する者はこの講習の実習が免除されます。

(1) 既に整備主任者等資格取得講習（実習）を受講している者

※証明書類：実習受講証

(2) 整備主任者技術研修（エーミング作業を含む内容とした研修に限る）を受講している者。千葉県では次の研修が該当します。

- ・令和2年度又は3年度の整備主任者技術研修（小型編）
- ・令和4年度又は5年度の整備主任者技術研修（大型編）

※証明書類：実習受講証または整備士手帳

(3) 支局長認定講習機関で実施する実習講習を受講している者

※証明書類：実習受講証

注) 当該講習申請時に実習免除を受ける場合は上記「証明書類」が必要になります。

講習申請の際に必要なになりますので、あらかじめ画像データのご用意をお願いします。証明書類が、整備士手帳の場合には、

- ① 氏名、生年月日が記載されているページ
- ② 研修修了が押印されているページ

の画像データを用意してください。

◎問合せ先

一般社団法人 千葉県自動車整備振興会 教育部

電話 043-241-7247 へお願いします。